



避難行動要支援者名簿 個別避難計画のご案内

■個別避難計画とは

災害時において、ご自身での避難が困難であり、他者の支援が必要と想定される方について、避難支援等を実施するための計画です。

事前に個別避難計画の情報提供に同意した場合は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員の避難支援等関係者に必要な情報を提供し、「平常時」や「災害時」における活動に活用されます。

災害時に自ら避難することが困難な方で、地域の避難支援者等による支援を希望される方は、市に届け出てください。

※支援を必要としない方（施設へ入所されている方や病院へ入院されている方など）は提出不要です。

■対象となる方

○高齢者

- ・ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
- ・高齢者のみの世帯（75歳以上）

○障がい者

- ・身体障害者手帳1級・2級の方
- ・療育手帳④またはAの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

○要介護者

- ・介護保険で要介護認定を受けた方

※「■対象となる方」以外の理由で支援を必要とする方も対象となります。



お願い

避難行動要支援者名簿登録制度は、地域の「助け合い」のなかで、地域における避難支援を行っていただくものであり、災害時の支援を保証するものではありません。

そのため、避難支援をする方が法的責任を負うものではありません。

災害発生時、地域で円滑に避難できるよう、日頃から地域や隣近所をはじめとした住民同士の助け合いに、ご協力ください。



【問合せ先】

白岡市 健康福祉部 福祉課 福祉政策担当
電話 0480-92-1111（内線564）

～民生委員・児童委員が訪問することがあります～

市では、「避難行動要支援者名簿の活用」や「高齢者の生活状況の把握」を通じ、福祉の向上を図るため、民生委員・児童委員の訪問活動を推進しています。

地域の民生委員・児童委員が訪問した際には、以下のとおり、訪問目的や必要性にご理解くださいますようお願いいたします。

1 訪問の目的

(1) 個別避難計画の提出状況の確認

日頃からの見守り活動等を通じて、災害発生時の地域における避難支援に役立てる「共助」の取組です。

(2) 生活状況や世帯状況の確認（在宅要援護高齢者調査）

日常生活における生命や身体の安全を守るため、必要な情報を把握することを目的とした取組です。

2 確認する事項

個別避難計画の提出状況、世帯状況、電話番号、連絡先など。

3 訪問する者

地域の民生委員・児童委員

4 備考

この調査に基づく個人情報は、市や地域の福祉事業に活用し、他の目的には使用しません。ただし、災害等により、明らかに生命や身体の安全が損なわれる場合や、客観的にそのおそれがあると判断された場合は、情報を提供することをご了承ください。

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は地域住民から選ばれた“非常勤の地方公務員”であり、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の見守りや相談活動等を行います。

活動内容

○住民の相談・支援活動

- ・「見守り役」として
高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動を行います。
- ・「行政等へのつなぎ役」として
地域住民が抱える悩みや心配ごと等の相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービス等の情報提供を行います。

○地域福祉活動

- ・住民の居場所づくりや仲間づくり
高齢者や子育て家庭を対象にした活動等に取り組みます。
- ・地域の行事等への参加
地域行事や学校行事等へ参加し住民との交流を深めます。

○関係機関・団体との連携

- ・実態調査への協力
行政等の依頼に基づく担当区域内の高齢者世帯の状況調査等に協力します。
- ・募金への協力
地域の福祉活動に活用される募金の呼びかけに協力します。